

地下水質常時監視に係る継続監視調査の終了調査について

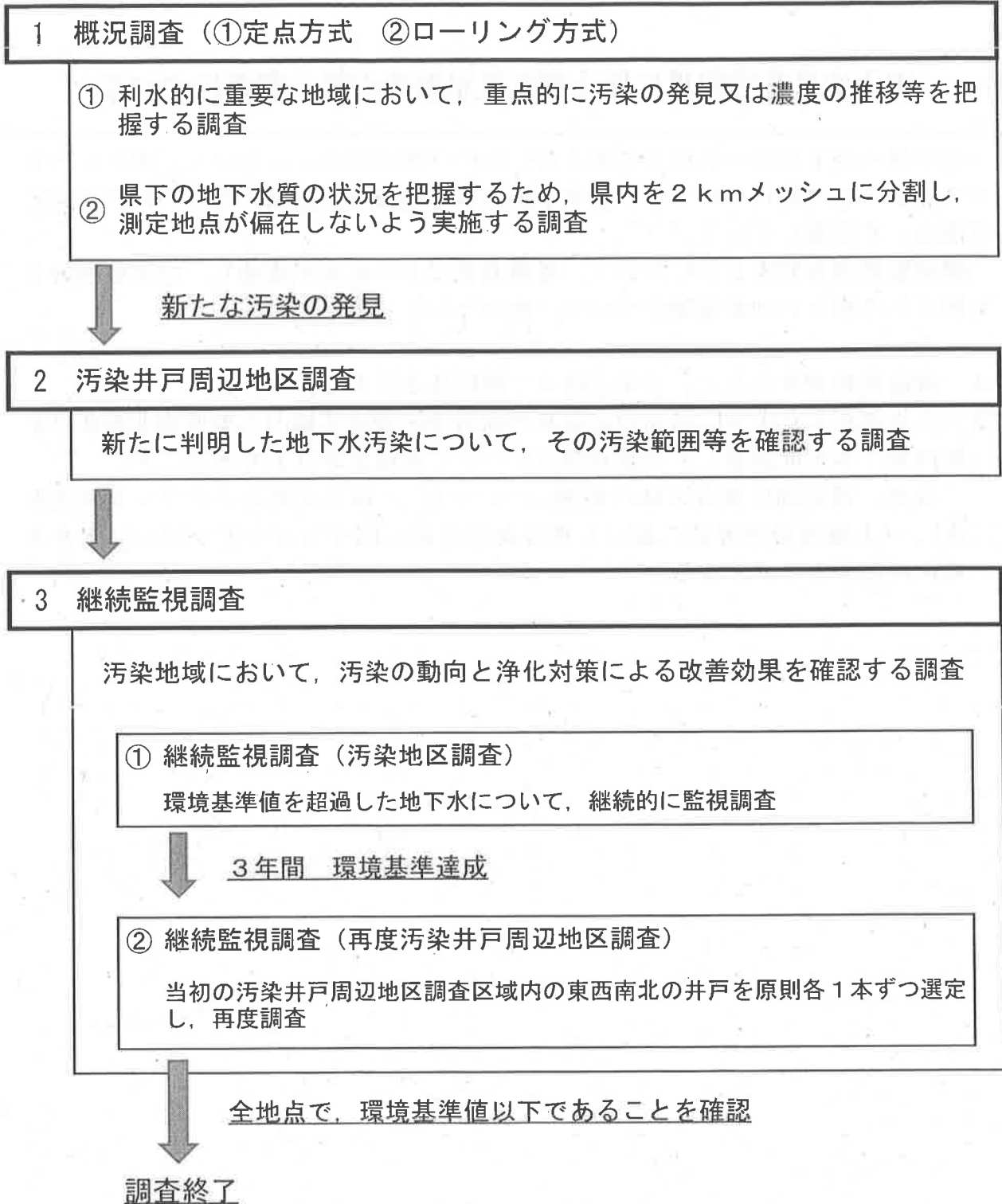
県全体の地下水質の状況を把握するための「概況調査」において、新たに汚染が発見された地域については、汚染の動向等を継続的に監視するための「継続監視調査」を実施している。

継続監視調査対象井戸において、環境基準以下の状況が連続し、継続監視調査を終了する場合の判断基準について、次のとおりとする。

- 1 継続監視調査地点で、3年連続して環境基準以下であること。
- 2 1を満たした上で、当初の汚染井戸周辺地区調査区域内の東西南北の井戸を原則各1本再度調査し、全調査地点について環境基準以下であること。

なお、周辺地区調査区域の範囲については、「地下水質モニタリングの手引き」、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」等を参考に決定するものとする。

<地下水質調査フロー>



● 「水質モニタリング方式効率化指針」

(平成 11 年 4 月 30 日付け環境庁通知 (環水企第 186 号・環水規第 163 号))

・ 第 2 部 第 3 章 第 3 節 (2) イ

定期モニタリング調査を終了する場合は、調査地点で 2 ないし 3 年間連続して、環境基準以下となり、その上で汚染範囲内すべての地点が年間平均で環境基準以下になっていることを確認した上で、終了してよい。

● 「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」

(最終改正 平成 20 年 8 月 13 日付け環境庁通知 (環水大土発第 080813001 号))

・ 地下水質調査方法 3 (3) 3) ④

汚染源における浄化対策の実施等により継続監視調査を終了する場合には、測定地点で一定期間連続して環境基準を満たし、その上で、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が環境基準以下であることを確認した上で、汚染物質や地下水の用途等、各地域の実情を勘案し総合的に判断することとする。

● 「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」

(最終改正 平成 27 年 3 月 31 日付け環境省通知 (環水大水発第 1503311 号・環水大土発第 1503312 号))

・ 第 2 2 (2) 2) ③ ウ (エ)

汚染源における浄化対策の実施等により継続監視調査を終了する場合には、測定地点で一定期間連続して環境基準を満たし、その上で、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が環境基準以下であることを確認した上で、汚染物質や地下水の用途等、各地域の実情を勘案し総合的に判断することとする。

・ 第 2 2 (2) 3) ①

測定計画には、調査区分ごとに、測定井戸の地点名、位置、測定項目、深度、浅井戸/深井戸の別、不圧/被圧帯水層の別、用途等の諸元、測定方法、定量下限値、測定地点・項目・頻度の設定の考え方及び継続監視調査の実施・終了の判断基準等を、わかりやすく記載することとする。

○継続監視井戸の測定結果推移（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）

メッシュ 番号	井戸 番号	市町村名	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
0645	M-1	鳴門市	/	/	/	/	/	/	29	13	50	21
0928	M-1	阿波市	13	8.4	6.4	4.3	6.5	6.1	4.2	5.4	4.8	4.3
0937	M-2	石井町	14	8.3	11	10	8.8	4.2	6.4	7.0	6.0	6.1
1211	M-1	東みよし町	20	10	10	5.4	6.2	6.4	4.7	6.3	8.5	8.7
1212	M-2	東みよし町	/	/	/	/	/	/	/	/	14	5.8